



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
2月9日
第485号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	1
都市計画事業の変更の認可(都市計画課).....	1

○ 公 告

街区境界調査成果の認証公告(県民活動生活課).....	2
国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告(環境政策課).....	2
環境影響評価準備書についての意見に対する都市計画決定権者の見解書の縦覧公告(環境政策課).....	3
環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告(環境政策課).....	4
第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課).....	5
公共測量実施公告(監理課).....	8

○ 企 業 庁 公 告

一般競争入札の公告.....	8
----------------	---

○ 病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告.....	10
----------------	----

告 示

滋賀県告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションひろし	守山市吉身二丁目9番34号	まるさん合同会社 代表職員 長谷川二郎	守山市吉身三丁目17番5号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.2.1	2560790194

滋賀県告示第40号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和2年滋賀県告示第366号で認可した彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更を令和6年2月9日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 3・5・113号 稲枝西口停車場線
- 3 事業施行期間 平成26年5月14日から令和9年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

公 告

街区境界調査成果の認証公告

大津市御殿浜の一部および杉浦町の一部における街区境界調査成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同法第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 大津市
- 2 調査を行った時期 令和4年7月から令和5年3月まで
- 3 成果の名称 大津市御殿浜の一部および杉浦町の一部の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域 大津市御殿浜の一部および杉浦町の一部
- 5 認証年月日 令和6年1月24日

国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

滋賀県 滋賀県知事 三日月大造(以下「都市計画決定権者」という。)から送付のあった国道161号小松拡幅13工区(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対して環境の保全の見地からの意見を令和6年2月8日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する同条例第9条第6項の規定により公告する。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容とすること。
- (2) 本事業は、国道161号の改築事業として、高島市勝野から大津市北小松にかけて延長約4.3kmの4車線の道路を整備するものである。現道路で多発している交通事故等の課題を解消するとともに、周辺集落の生活環境や琵琶湖の生態系・自然環境等への影響に配慮するため、湖岸沿いの現道路を拡幅する当初計画から変更され、山側にバイパス道路を新たに設置するルートが設定されたことから、環境影響評価手続の対象となったものである。
新たにルートとなった事業予定地およびその周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)の特別地域に含まれることから、土地の改変を最小限に抑え、動植物への影響や、構造物の設置に伴う景観への影響等を極力低減すること。
- (3) 特に、事業予定地南側の高島市鶴川付近では、JR湖西線と交差する橋梁構造の道路が設置される計画であり、周辺の棚田景観への影響が大きいと考えられるため、道路構造や色彩等を十分検討し、その影響の低減に最大限努めること。
また、道路の整備により、周辺の動物・植物の生息・生育の場が分断される可能性があることから、生息・生育環境の連続性の確保についても十分配慮すること。
- (4) 道路事業は、環境影響評価手続の後、実際に工事着手されるまで、相当の期間を要することが想定される。
このため、事業予定地およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。

その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、予測評価の見直しに当たっては、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。

- (5) 特に、事業予定地の周辺では、希少な動植物種の生息・生育が多数確認されており、必要に応じて、工事着手前に追加の現地調査を行うなど、自然環境の状況変化を十分に把握した上で、確認された動植物種の生態的特性に応じた予測評価や環境保全措置を行うこと。

2 個別的事項

- (1) 動物・植物・生態系 動物について、予測評価の結果、希少な猛禽類であるミサゴは、繁殖阻害が生じる可能性があるため、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事後の期間にわたり事後調査の実施が計画されている。

事後調査の結果、工事前に繁殖阻害や営巣木の放棄等の著しい影響が生じる可能性がある場合や、工事中に著しい影響が認められた場合は、専門家の意見を聴きながら、これらの影響が十分に回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。

また、生息環境が保全されると評価された他の動物・植物についても、その生息域・生育範囲の一部が消失、分断されるため、準備書記載の環境保全措置に留まることなく、できる限り影響が回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。

その際、小型哺乳類、爬虫類、両生類などは移動能力が低いことや、保全対象とする種の繁殖時期等についても配慮すること。

- (2) 景観 事業予定地南側の高島市鶴川付近では、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に認定されている棚田が広がっている。準備書では、棚田景観への影響を予測評価するための眺望点として、琵琶湖側からの地点のみが選定されているため、山側からの眺望点を追加し予測評価すること。また、「つなぐ棚田遺産」であることを踏まえ、必要に応じて他の眺望点を追加し予測評価すること。

準備書で示された環境保全措置は、橋梁等のデザインや色彩等に配慮する抽象的な内容となっていることから、できる限り具体的な内容を示すこと。

また、具体的な環境保全措置の検討の際には、その時点における最新の技術・知見の収集に努め、道路構造のみならず、防音壁、照明等についても検討を行うとともに、隣接する第14工区における保全対策との連続性についても配慮すること。

- (3) 文化財 事業予定地のある高島地域は、鉄鉱石を使った製鉄が行われていた地域であり、工事実施時に遺跡地図には示されていない遺跡が発見される可能性がある。このため、埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係行政機関と相談し、適切な措置を講じること。

3 その他

- (1) 1(4)のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。
- (2) 棚田は、農業生産活動の場としての役割のほか、地域の景観を形成する役割、動物・植物の生息の場としての役割、洪水調整の役割など多面的な機能を有するものとされている。高島市鶴川付近には棚田が分布しているため、こうした機能の維持についても配慮するよう努めること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

環境影響評価準備書についての意見に対する都市計画決定権者の見解書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条の規定に基づき、国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書についての意見に対する見解書が滋賀県知事 三日月大造から送付されたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第39条第1項の規定により次のとおり公告し、当該見解書を縦覧に供する。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 都市計画対象事業の名称等
 - 名称 国道8号彦根～東近江(仮称)

- (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
- (3) 規模 延長約23.6km、4車線道路
- 4 対象事業実施区域 彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 見解書の縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
東近江市都市整備部広域事業推進課(東近江市八日市緑町10番5号)
東近江市環境部森と水政策課(東近江市八日市緑町10番5号)
東近江市環境部生活環境課(東近江市八日市緑町10番5号)
近江八幡市都市整備部国・県事業推進室(近江八幡市安土町小中1番地8)
近江八幡市市民部環境課(近江八幡市桜宮町236番地)
彦根市都市政策部都市計画課(彦根市元町4番2号)
彦根市市民環境部生活環境課(彦根市元町4番2号)
愛荘町建設・下水道課(愛知郡愛荘町安孫子825番地)
愛荘町くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)
豊郷町企画振興課(犬上郡豊郷町石畑375番地)
豊郷町住民生活課(犬上郡豊郷町石畑375番地)
甲良町建設水道課(犬上郡甲良町在士353番地1)
多賀町地域整備課(犬上郡多賀町多賀324番地)
多賀町産業環境課(犬上郡多賀町多賀324番地)
滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/304581.html>)
- 6 見解書の縦覧の期間および時間 令和6年2月9日から令和6年3月8日までの各縦覧場所における執務時間内

環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告

滋賀県知事 三日月大造から送付のあった、国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第39条第2項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公聴会の日時および場所 令和6年3月23日(土)午前10時30分から 犬上郡甲良町在士350番地 甲良町公民館 2階多目的ホール
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪府中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 4 都市計画対象事業の名称等
- (1) 名称 国道8号彦根～東近江(仮称)
- (2) 種類 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
- (3) 規模 延長約23.6km、4車線道路
- 5 対象事業実施区域 彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 公聴会において意見を聴こうとする事項 国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書または見解書に対する環境の保全の見地からの意見
- 7 公聴会における意見の申出に関する事項 公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより公述申出書(以下「書面」という。)を知事に提出しなければならない。
- (1) 書面を提出することができる者 滋賀県内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 述べようとする意見の要旨ならびに住所、氏名、年齢および意見を述べるために必要な時間を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和6年2月9日(金)から令和6年3月13日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

の執務時間内とする。郵送による場合は、令和6年3月13日(水)までに(5)に掲げる提出先に到着したものを有効とする。

(4) 意見を述べることができる者の選定等 書面を提出した者のうちから公聴会で意見を述べるすることができる者を選定し、または意見を述べることができる時間を制限することがある。この場合には、その旨を書面を提出した者宛てに通知する。

(5) 書面の提出先 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4階

第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第47期滋賀県労働委員会委員北川鉄樹および寺田美弥子の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的または業務において労働問題を取り扱う使用者団体
- 2 推薦される者の資格 労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和6年2月9日(金)から令和6年2月22日(木)まで
- 4 推薦書類 第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第47期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

別 記

様式第1号

第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

使用者団体名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第47期滋賀県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏名	年齢	所属会社、事業所名および地位 (事業所の所在地)	所属する団体	備考
		()		
		()		
		()		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年2月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 作業の地域 国道1号 栗東市高野地先から上鉤地先まで、大津市逢坂地先から横木地先まで
国道8号 栗東市出庭地先から上鉤地先まで
国道21号 米原市長久寺地先から柏原地先まで、米原市柏原地先から一色地先まで、米原市樋口から西円寺地先まで
- 作業の期間 令和5年5月15日から令和6年3月22日まで

企業庁公告

一般競争入札の公告

令和6年度における水道用薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月9日

滋賀県企業庁長 東郷 寛彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および年間購入予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム(10%液)	1,195,000kg
水道用次亜塩素酸ナトリウム(12%液)	561,000kg
水道用液体苛性ソーダ(20%)	23,000kg
液化炭酸ガス(可搬式超低温液化ガス容器納入)	5,000kg
液化炭酸ガス(タンクローリーによる納入)	61,000kg
水道用粉末活性炭【超高性能】(袋入り)	50,000kg
水道用粉末活性炭【超高性能】(フレコンパック入り)	33,000kg
水道用粉末活性炭【ドライ炭】(粉粒体運搬車による納入)	23,000kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までのうち当庁が指定する期日

(4) 納入場所 入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382 電話 077-589-4608

(2) 契約条項を示す期間 令和6年2月9日(金)から令和6年3月21日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く)

く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

- (3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期限 令和6年3月21日(木)12時
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 紙の入札書を、次に示す場所に、(5)の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。
滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382
- (7) 開札の日時および場所 令和6年3月21日(木)15時30分 滋賀県企業庁新管理本館1階小会議室 野洲市吉川3382

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)第99条および第109条において準用する滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 同等品による入札 同等品による入札は認めない。
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

- 10 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると滋賀県企業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県公営企業会計規程および滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者は、1(1)に示す購入物品ごとに決定する。

- 11 支払条件 単価契約により都度支払うものとする。前金払および部分払は行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県企業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : chemical for water
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 21st, 2024
- (3) For further information, contact : Management Division, Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government, 3382, Yoshikawa, Yasu-shi, Shiga, 520-2401 Japan TEL 077-589-4608

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月9日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名および数量 滋賀県立総合病院で使用する電気

ア 予定契約電力 3,800キロワット

イ 総予定使用電力量 14,292,000キロワット時

(2) 調達物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。

(3) 調達期間 令和6年8月計量日の0時から令和7年8月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力、小分類:電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

(2) 提出期間 令和6年2月9日(金)から令和6年2月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

郵送による場合は、書留郵便によりこの期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和6年3月4日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県病院事業庁に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和6年3月8日(金)までに郵送または持参で(3)に示す場所へ提出して説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによ

るものは、受け付けない。)

5 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年2月9日(金)から令和6年3月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページからダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 令和6年3月5日(火)から令和6年3月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (6) 入札書の提出方法
ア 持参による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。
イ 郵送による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和6年3月25日(月)16時 滋賀県立総合病院 西館7階会議室1 守山市守山五丁目4番30号

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができる滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することが

ある。

- (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書、仕様書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Electricity used in Shiga General Hospital contract 3,800kW. The estimated electricity 14,292,000kWh
- (2) Application submission deadline : 16:00, February 26, 2024
- (3) Deadline for tender : 16:00, March 22, 2024
- (4) For further information, contact: General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5-4-30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年2月9日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 滋賀県立総合病院都市ガス供給業務 一式
- (2) 業務の内容等 滋賀県立総合病院における都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)
- (4) 履行場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目 大分類: 物品 中分類: 燃料・油脂・電力 小分類: 都市ガス

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
- ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から⑤までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。
必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類

エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類

(2) 提出期間 令和6年2月9日(金)から令和6年2月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5051 郵送も可とする(書留郵便に限る。)

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和6年3月4日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県病院事業庁に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和6年3月7日(木)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出して説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(2) 契約条項を示す期間 令和6年2月9日(金)から令和6年3月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページからダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和6年3月5日(火)から令和6年3月22日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(6) 入札書の提出方法

ア 持参による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

イ 郵送による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。またこの場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年3月25日(月)14時 滋賀県立総合病院 西館7階会議室1 守山市守山五丁目4番30号

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- 10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる旨と滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいで1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
 - (7) その他詳細は、入札説明書、仕様書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Shiga General Hospital
- (2) Application submission deadline : 16 : 00, February 26, 2024
- (3) Deadline for tender : 16 : 00, March 22, 2024
- (4) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5051